






◆新たに分別する資源ごみ

区 分	マーク
プラスチック製容器包装 商品の袋やレジ袋、ラップ、洗剤のボトル、トレイなどが対象です。容器包装以外のプラスチック製品は対象外となりますので、区分に従って出してください。	
紙製容器包装 包装紙や紙箱、紙袋などが対象になります。封筒や紙コップは燃やせるごみとして出してください。	
白色トレイ 両面が白色で壊れていないものが対象です。壊れたものや色・模様がついているもの、接着剤がついているものなどはプラスチック製容器包装として出してください。	 PS
飲料用紙パック・新聞紙・雑誌ダンボール 紙ひもで十文字に縛って出してください。地区や子供会などで資源回収している場合は、できるだけそちらに出すようにしてください。	 ▲紙パック ▼ダンボール
リターナブル瓶 リターナブル瓶に該当するのは一升瓶（茶、緑）とビール瓶（4大メーカーのみ）です。それ以外の瓶は、これまでどおり資源ごみの瓶類で分別して出してください。また、地区や子供会などで資源回収している場合は、できるだけそちらに出すようにしてください。	マークなし
ペットボトル 捨てるときには中を洗い、キャップとラベルをはがしてから出してください。キャップを取った後に残るリングは、付けたままでかまいません。	 PET
蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計 人体に有害な水銀が含まれていますので、壊れないように包んで出してください。壊れた場合は燃やせないごみへ出してください。	マークなし

※マークが付いていないものもありますので、詳しい分け方については、広報と一緒に配布された「家庭ごみ分別表」をご覧ください。



4月から家庭ごみの収集方法が変わります

資源は積極的にリサイクルへ

4月1日から、家庭ごみの収集方法が変わります。今回の改正により、資源ごみの分別品目が追加されるなど、よりいっそう積極的な資源ごみのリサイクルが進められます。今号では、新しくなるごみ収集方法の概要についてお知らせします。

今回の改正は、家庭ごみのおよそ6割を占めているといわれている容器包装類を積極的に資源化し、ごみを減らすため「容器包装リサイクル法」に基づいて実施されるものです。主な改正内容としては▽容器包装類などが資源ごみの収集品目に追加▽指定ごみ袋を3種類に変更▽レジ袋はごみ袋として

使えなくなりますが——と変わっています。

【容器包装類】商品を買ったときにその商品を入れる「容器」や商品を含む「包装」のこと。中身を出したり消費したりすることによって不要となるものです。

資源ごみの種類が追加

これまで資源ごみの分別品目は▽缶類（アルミ、スチール）▽ペットボトル▽瓶類（無色、茶色など）▽乾電池——の4種類で実施されてきました。

今回の改正により▽プラスチック製容器包装▽紙製容器包装▽白色トレイ▽飲料用紙パック・ダンボール・新聞紙・雑誌▽リターナブル瓶▽蛍光管と水銀体温計、水銀血圧計——が追加になりました。なお、複数の容器包装からなるものは、それぞれに分けて出してください。

ごみ袋を3種類に変更

これまでの指定ごみ袋は、燃やせるごみと燃やせないごみの2種類でしたが、4月からは指